
QA8-31 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。

A

- ① 国産の生鮮農産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、義務づけられています。
- ② この表示義務に違反したり、虚偽の表示をした食品を販売した場合には、行政措置や刑事罰の対象となります。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 82 ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

下巻 第8章 85 ページ「ウェブサイトでの情報提供」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日